

ファイナンシャルプランニングを活用した受療勧奨通知事業業務委託仕様書

1 業務名

ファイナンシャルプランニングを活用した受療勧奨通知事業

2 委託の目的

特定健康診査の受診は、生活習慣病の予防や早期発見につながり、健診結果に基づき、保健師等による特定保健指導を実施することで、生活習慣病を予防することが期待できる。

特定健康診査の結果、健診数値が一定の基準値に抵触する場合には、早期に医療機関を受療することが重要である

本事業は、特定健康診査の結果から医療機関を受療することが望ましい方に対して受療勧奨通知を送付し、生活習慣病の重症化リスク抑制を図るものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月24日まで

4 委託業務の概要

特定健康診査受診者のうち、血糖及び血圧に関する健診数値が基準値を超える方を対象に、ファイナンシャルプランニングを活用（※1）し、医療機関への早期受診を促す受療勧奨通知を作成・送付する。事業の対象は、県内の国民健康保険の被保険者とし、基準値の水準は参加市町（島原市、大村市、平戸市、雲仙市、波佐見町）がそれぞれ独自に設定する。

※1 健康リスクだけでなく、経済リスクの要素についても受療勧奨通知の内容に組み込むことを指す。

5 委託業務の内容

（1）受療勧奨通知の作成

受託者は、血糖及び血圧の健診数値が基準値を超える方に、医療機関への早期受診を促す受療勧奨通知及び専用封筒を作成する。通知物のデザインや文面には、行動経済学の視点を取り入れ、健康リスク及び経済リスクの要素を組み込むこと。また、対象者の年齢、疾病リスク等の分類に応じた、受療勧奨通知内容（受療勧奨資材開発・提供を含む）、通知時期とするなど、対象者の受診行動を促す工夫をすること。あわせて、委託者の要望をできる限り取り入れるよう努めること。

受療勧奨通知対象者の抽出は参加市町がそれぞれ行い、受託者へデータ（※2）を提供するものとする。

※2 データ項目については対象者氏名、住所、年齢、HbA1c、高血圧重症度等を想定する。

(2) 受療勧奨通知の印刷、封入及び送付

受託者は、通知物の印刷、封入及び通知対象者への送付を行うこと。通知物の様式は A3 見開きの 1 枚とし、専用封筒に封入のうえ送付するものとするが、委託者と受託者で協議のうえ変更できるものとする。

(3) 本業の効果分析

受託者は、受療勧奨通知を送付したことによる効果を検証し、委託者に報告する。効果の検証に必要な情報がある場合は、参加市町がそれぞれ受託者に提供する。

6 想定通知対象者数

1000人(血糖：500人、血圧500人を想定)

7 情報の保護

(1) 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報保護法等関係法令、長崎県及び参加市町の個人情報保護に関する条例等を踏まえ、万全の情報セキュリティ体制を構築すること。また、情報漏洩時の対応等責任体制を示すこと。

(2) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない(資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む)。

(3) 受託者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。

(4) 受託者は、業務委託完了後、本業務の履行にあたり収集、管理したすべてのデータを完全に消去すること。さらに、完全に消去した旨の証明書を経済圏長崎県へ提出すること。

(5) 受託者は、(2) から(4) に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに長崎県に報告し、その指示に従うものとする。

8 その他の特記事項

(1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用及び通知物のサンプル納品に係る経費については、全て受託者の負担とする。

(2) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。

(3) 受託者は、長崎県及び参加市町が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。

(4) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受託者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。

(5) 受療率向上のための取組として、上記業務以外に受託者でできることがあれば、委託料の上限額の範囲内で積極的に提案すること。

(6) その他、仕様書に定めのない事項については、長崎県及び受託者が協議して定める。